

第2期 第7回 横浜市税制調査会

平成27年7月31日（金）

午後3時から午後5時まで

市庁舎4階 402会議室

税制課長 第2期第7回税制調査会を始めさせていただきます。まず、会議の開会にあたりまして、定足数のご報告をさせていただきたいと思っております。本日、〇〇委員、〇〇委員、現在のところ〇〇委員が到着しておりませんが、4名の出席をいただいておりますので、定足数を満たしているということをご報告いたします。それでは、議事に入る前に財政局長の鈴木より、ご挨拶させていただきます。

財政局長 皆さんこんにちは。財政局長の鈴木でございます。本日も大変お忙しい中、厳しい暑さの中、税制調査会にご出席いただきましてありがとうございます。6月に引き続いて、毎月の開催となって申し訳ございませんが、よろしく願いいたします。6月の調査会では、本市における課税自主権のあり方ということで、新築省エネ対策住宅に係る減額制度及びわがまち特例につきまして、ご議論をいただきました。現在、調査会でのご意見を踏まえて、27年の9月、第3回市会定例会への議案提出にむけて、作業を進めております。結果につきましては、後程改めてご報告させていただきたいと思っております。

本日は、お手元に26年度一般会計決算の概要という資料を配布させていただいております。7月28日に公表した資料でございます。正式には9月の議会でご承認をいただいて、可決するという流れになります。ざっと、中身の簡単なものですが、ご説明させていただきます。

冒頭の26年度一般会計決算の概要の実質収支は、30億200万という欄がございますけれども、本市の26年度決算の一番おおもの数字になります。一般会計の決算は、歳入決算額は、1兆4,412億6,100万円、歳出決算額は1兆4,245億8,600万円となりまして、この差額から繰越額、歳入決算額から歳出決算額を引いた実質収支については、30億200万円となります。そして、市税のところでございますが、市税収入は、法人市民税、個人市民税が増収となっております。7,199億7,200万円という形で、昨年よりも126億の増となっております。2年連続の増収です。それから、収納率については、過去最高を更新しまして、98.7%。前年度比0.2ポイント増という形になっております。市税収入関係につきましては、2ページに過去10年分の推移がどうだったかという形で説明がございます。それから、4ページに市税決算額の税目別の内訳が書いてあります。こういう形で横浜市の26年度につきましては、決算をまとめたということでございます。

最近の新聞記事では、不動産の税に関する税制の見直しについて、取得税の廃止とか新たな課税、グリーン化税制といった国の動きがあったというような新聞報道もございます。そういった中で、27年度の税制改正大綱にかけられました、消費税10%、これまでに見直すとされた税制がいくつか残っており、こういったものについても動きが出てくるということで、本日の議題になっております「地方税における法人課税のあり方について」も、今後議論が必要になってくるのかなという時期にきていると思っております。法人課税につきまして、本市では、市長以下、都市部における非常に重要な収税・税源だと考えておりますので、皆様のお知恵もお借りして、国などに対して効果的な要望または提案を行っていきたいと考えています。

限られた時間ではございますが、ぜひ活発なご議論をしていただきまして、委員の皆さま

まからの貴重なご意見を頂戴したいという風に思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

税制課長 大変申し訳ありませんが、ここで、鈴木局長は公務がございまして、これにて退室させていただきます。

財政局長 宜しくお願ひいたします。

税制課長 続きまして、会議の公開についてですが、要綱の規定によりまして、調査会の会議は公開するものとされております。しかし、要綱第10条の規定により、調査会の会議の全部または一部を公開しないこととする場合には、座長が決定するものとされております。座長、いかがなさいましょうか。

座長 はい。今回は特に理由もございませぬので、通常通りに公開とさせていただきますと思ひますがよろしいでしょうか。(出席委員 一賛同) はい。では公開でお願ひいたします。

税制課長 ありがとうございます。それでは早速、議事に入りたいと思ひますが、ここからの進行は座長にお願ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

座長 はい、それでは本年度のメインのテーマと言ひますか、法人課税を中心にして、大都市の税制をどのように考えるのか。特にここ数年来、国のやってきていることをどのように評価して、どのように文句をつけていくのかということ、常識にとらわれずにご発言をいただきたいと思ひます。

全国的に税制という問題と、特に大都市の中でも最大人口の横浜という特殊性で、これの両立を図ろうとすると、なかなか難しい部分が出てきます。やはり税と財政調整が絡みますので、非常に難しくなってくる訳です。ただ、今回ご説明いただきますけれども、論点の立て方とすれば、今申し上げたように、各自治体の地方税と地方全体の地方税、それに基づいて国の責任において行われるべき財政調整、この二つは切り分けるのが難しいんですけれども、一応、切り分けたいと、地方税と財政調整、それぞれ横浜から見てどうなのか、市民の立場から見ておかしいのではないかと、といったことを先生方にご議論いただければと思ひます。

いつもながら色々な立場で仕事をしておりますけれども、ここにいる限りは横浜市の利害と言ひますか、横浜の立場で考えていただいて、ただ、当然全国的なところ考えるべきところも出てまいりますので、そこをうまく切り分けながら考えていただければと思ひます。それではまずは初めての議論ということですので、論点も含め、資料の説明を事務局からしていただいて、その上で、それぞれの論点について、先生方からご意見を賜ればと言ひ風に思っております。

ちなみにですが、準備をさせていただく上で、資料の1と2とございます。2の方は資料編になっております。1番目の方は、今まで我々が言ってきたことを含めて、論点をまとめてみました。かなり私の意向が入っているのではないかと疑われるようなところがなきにしもあらずですけれども、それも含めて率直なご意見をいただきながらやっていきたいと思ひます。

本来、租税論、財政学、税法の専門家、色々な方がこの問題を問われてもなかなか答えるのが難しく、形どおりの答えになってしまうようなこともありますので、ぜひ我々の特徴の一つである斬新なアイデアで、この課題に切り込んでいければという風に思ひます。まずは資料の説明をお願ひいたします。

税制課長 資料1。1ページ目には、今期の調査会の諮問事項ということで、昨年は、5回委員会の方を開かせていただきました。第1回におきましては、このテーマに関連しまして、どういった経緯でこういった制度が導入されてきたのかといったところをご確認いただき、第3回の会議では、横浜市をはじめとする政令指定都市が国に対して税財政の要望を行う上

で、法人住民税の一部国税化、あるいは実効税率の引下げに関して、どういう要望をしているのかといったところをご報告させていただきました。第5回の会議では、座長からお話ありました通り、論点整理といったことで、いくつか意見を頂戴いたしましたので、それを踏まえて、今回2ページ目にございます論点の方をまとめさせていただいたところをございます。大きく分けると、2点ございまして、「地方税における法人課税のあり方」。もう1点は、「地方財政調整の変容」といったところをございまして、本日は特に1点目を具体的に、どのような論点になるかといったところでまとめさせていただきたいと考えております。大きく4点ございまして、1点目が、直近の税制改正における法人税改革の内容、これについてどのように考えるか。2点目は、税源の偏在と自治体間の格差、に関する問題。3点目が、大都市に特有の税収あるいは税源と財政需要の問題。4点目が、法人課税の地方税としての適性。詳しくは3ページ以降にございますので、ご覧いただければと。

まず1点目の直近の税制改正における法人税改革の内容ですが、ポイントとしては2つございます。法人住民税の一部の国税化、そして地方交付税の財源化をどのように評価するのかといったところが一つ目のポイント。2つ目のポイントは、その下のアスタリスクのところにございますが、法人実効税率の引下げについてございます。

「一部国税化」の部分で申し上げますと、道府県に関する地方法人特別税の法人事業税への復元の見合いだと言っておりますが、その関係はどう説明するのかといった問題。これは課税自主権といった観点から見ると、課税自主権の圧縮、国への税源の逆移譲として批判すべきではないのか。あるいは、法人課税の「共同税化」と果たして言えるのか。もしそうであるなら、どう評価すべきか。こういったところが、議論のきっかけになるかと思えます。法人実効税率の関係で言えば、経済浮揚策としての法人税減税をどのように評価すべきか、あるいは国の経済政策を地方自治体は無条件に受け入れねばならないのか、自治体財政に影響を国が一方的に決めるのはあまりに集権的に過ぎるのではないのか、国政の決定に地方が影響力を及ぼせるシステムを作るべきではないのか。また、欧州諸国のように、自治体財政に対する国の政策の悪影響は全額国が補てんすべきではないのか、さらに国際競争力のために法人実効税率の引下げがひつようなのであれば国税で行うべきではないのか。こういったところが議論のきっかけになると思えます。

4ページ目にまいりますと、(2)の税源の偏在と自治体間の格差、このポイントとしては2つございまして、国の言う偏在は本当に解消されるべき問題点なのか。具体的には、税源の偏在自体が問題なのか、それとも財源不足の自治体が生じることが問題なのか。後者であれば、それは地方財政調整の問題なのではないか。2点目として、税源の偏在は程度に応じて問題になるのか。どの程度偏在すると逆に問題になってくるのか。といったところで、偏在にはこれ以上許されない限界があるのか、あるとすれば何を基準に判断するのか。あるいは、税源の偏在だけをみて限界を判断するのは誤りではないのか、また財政需要の相違を無視して税源の相違だけ問題視するのは間違いではないか。こういったところが議論のきっかけになるかと思えます。続いて(3)の大都市特有の税収・税源と財政需要というところでは、大都市には他の市町村よりも大きな特有の財政需要がある以上、税収と税源が大都市に偏るのは当然のことであって、問題にされるべきではないのではないか、あるいは、大都市には他の市町村に存在しない税源があると同時に大都市特有の財政需要が存在する以上、大都市には新税の創設を含む特別な課税を広範に認めるべきではないか、こういったことをございます。

続いては、地方税における法人課税のあり方についてということで、法人税の地方税としての適性ということをございます。

ポイントとして何点かございますが、法人課税は地方税として相応しくなく、適格性を欠くのかということで、具体的には法人課税の偏在性と景気感応性が高いことを理由に地方税として相応しくないとするのは、誇張であり、極論ではないのか。

もう一点、自治体の行政と法人の事業活動とをつなぐいわば「連絡手段」である地方の法人課税をなくしてしまうと、法人は単純に環境を汚染する迷惑施設となってしまう、自治体が法人の立地を拒むケースも多発するのではないのか。このような観点。また地方の法人課税をなくすと、各自治体が現状では大きな予算を割いている法人向けの行政サービスこれには法人の従業員も含まれますが、これを縮減・廃止することが当然となってしまうのではないのか。また、地方税としての法人課税がなければ、各自治体が地域活性化に努力するインセンティブは失われてしまうのではないのか。失われた結果としては、経済政策あるいは地域活性化もすべては国の政策頼りとなり、まさに集権的な国家になってしまうのではないのかといった点です。

それから、地方税としての法人課税がなければ、経済成長からの「果実」はまったく地方自治体に入らない。つまり経済成長に伴う増収はすべて国の財源となってしまう、地方の自主性は大きく弱体化するのではないのか。

このようなところが議論のきっかけになるのではないのかということでもとめさせていただきます。

地方財政調整の現状につきましては、本日の議論を踏まえましていくつか関連する事項もございますので、このような論点整理でよいのかそれを踏まえた上で次回ご議論をいただければと考えております。また、本日資料といたしましてお手元に 26 年度、27 年度の税制改正大綱、地方財政審議会の報告書、法人課税のあり方研究会の報告書などを用意させていただきました。必要に応じてご活用をいただければと思います。簡単ですが説明は以上となります。

座長 ありがとうございます。今ご説明をいただきましたが、まずは今回、我々の課題となっている特に法人課税を中心とする税制改正について、一つは地方税の中での法人課税の位置づけについて、まずはここを税単体でご議論をいただいてどういう意見が言えるのかということをやりたいと思います。そしてもう一つは、これが財政調整の財源として使われるというある意味巧みな、うまいやり方をされているものですから、財政調整と絡んできてしまっていて、つまり単純に言うと、大都市の財源をはがして過疎地に持って行くことで、従来交付税を使ってやっていた財政調整を地方税同市の交換でやってしまおうとしている。この考えについて、これはいかなるものかという批判の部分。大きく分けてこの2つになると思います。

今言った2点目については次回議論をしたいと思います。本日は財政調整の方にはできるだけはならず、もちろん切り離せないのご発言をいただいて結構ですが、あくまでも地方税の中で法人課税を中心とするものについてどう思うか。一言でいうと偏在するので地方税としてよくない、やめてしまって国税として吸い上げてしまって財政調整の財源に充ててしまう方が良くないのではないかと、そこにもうひとつ乗っているのが、長年にわたりずっと言っているが、経団連を中心として法人税をできるだけゼロにしていきたいと言っているがその中で目の上のたんこぶのようなものが地方税分なので、海外にあまりないということでこの部分をなくしていきたいという考えについて、我々としてどのように意見をしていくのかということになります。

ですので、1つ目の問題について2ページのところにある4つに大きく分けさせていただきます。1つめは抽象的なので少し発言しにくいかもしれませんが、2、3、4はかなり具体的な内容になっています。その上で、先ほど自分への皮肉も込めて言いましたが、

これを全部まとめると、国への批判書が出来上がってしまうような言い方が多々あります。この辺りも委員の皆さんの専門的な知見と感覚でご判断をいただきたいご議論いただきたいと思います。

それぞれかなり具体的に書き込んでみましたが、これを委員の皆さんがどのようにお考えになるのか、4つに分けながら議論を進めさせていただきたいと思います。まず、地方税における法人課税のあり方について3ページをご覧くださいと思いますが、税制改正、特に法人税改革、地方法人税の問題をどのように考えるのか、次回になりますとこの部分、法人住民税の一部を国税にしてしまった上で交付税の財源に充てていくということについてもう少し広範にみていただきます。例えばふるさと納税も似たようなものですし、あるいはもともとある事業税の分割基準にしても、似たような問題をやろうとしていますので。今回については、特に法人住民税特に市町村の部分に絞ってご意見をいただきたいと思います。

色々な論点の立て方がありますので、委員の皆さんには気が付いた部分を追加していただければと思いますが、今回の国の説明では、道府県税の方で国税化していた地方法人特別税を、一部道府県税に戻す代わりに今度は市町村税でやるということですので、問題の立て方からすると、道府県税では財政調整をしないのに、市町村税は共同税化してしまうのかというような論点の立て方もできると思います。ですから、色々な見方で発言をしていただき、議事録でまとめさせていただきたいと思います。

私の意見は、資料に書いてあるように逆の税源移譲だと思っています。分権の話はどこに行ってしまったのか。もう一つは、一部の自治体、特に東京都は金が余っていて日本全国他は足りないのだから、わざわざ国税の方まで影響させず、地方税の中でやりとりをすればよいではないか、したがって特に法人課税を中心に共同税的なものと位置付けるべきではないか、もう一言言うと財政学の方では、定説として、地方交付税というのは固有の地方の税源であるという言い方からすると、もともと共同税だから皆で融通して財政調整をしているのではないかと言うような説明さえ成り立ってしまう危険性がある。ここをうまく使うと地方税を国税にしたのはこれは国が奪ったのではなく、地方同士で共有し合うために国が預かっただけという言い方もできる。もしもそうであるならばどう評価すべきかということなのですが、この部分少し難しいので次回に議論を回すことができればと思っています。よろしいでしょうか。

もう一つ今年度の法人課税のあり方について、法人実効税率の引き下げをどう評価するのかという、これも経団連対財務省で長年やってきた問題が少し形を変えて経団連対総務省のような形になりつつありますけれども、つまり国際競争力を上げるために法人実効税率を下げると。これは今の政権でも公約となっていますので、やるとなっているのですが。この課題はずっと同じことを繰り返し反論はしてきていますが、今回は5つ挙げてあります。何かこの部分であれば追加で出していただけると。

○ ○ 委 員 一番下の国際競争力のためであれば国税で行うべきというのは少し難しいのではない

座 長 この部分本来であればもう少し切り分けて、経済活性化か経済強化というか、地方と国との責任の分担の話になるので、少し極端に思われるかもしれない。

下手をすると文献原理主義者みたいに見えるかも知れないが、その辺りもわきまをえうえで、やはり横浜市税制調査会ですので少し自治体固有の意見の発し方はありなのではないかと思う。

それに加えて、もう少し正確に書くのであれば○○委員のご指摘いただいたように、国際競争力のために実行税率の引き下げが必要なのであれば、マクロ的なところは国税で行

うべき。しかし必ずしも地方税はすべて責任がないわけではないので、地方というのはあくまで地域的な経済振興の役割を負うのが地方自治体の役割のはずなので、もちろんどこ、までが地域独自のもので、どこまでがマクロを含むかという線引きは難しいとはいえ、むしろ国の方で地方税も含めて勝手にやるのであれば、その説明は国の方で立てるべきなのではないかという言い方はあると思う。

〇〇委員　そうすると、自治体でやっている立地促進条例の中の減免措置も廃止すればよいという話になる。自分の自治体では減免しているのに、全体の水準を下げるとなると反対という話では矛盾している。

たとえば、地方税上の標準税率で全部やるという話であれば、それに乗っかっているのにその頭を押しなべて切っていくのはひどいとは言えるのに、実際には、減免するだけの余力があるだろうというのが国の考え方ではないか。

座長　ここをどのように記述するのか。少し難しいですね。

〇〇委員　納税者側から見れば、課税主体である2者間の問題であって、納税者としては全部でいくらか負担するのかが問題という話。

座長　5番目の論点は2や3番目の論点と係るのですが、政策の決定主体と影響を受ける主体ということで、地方の方が国際競争力強化策の策定にどれほどの影響力を及ぼせるのか。

〇〇委員　私は座長とは逆の見方をしています。上の「課税自主権の圧縮」というところ。私は逆に地方税法が予定している法定税の水準が下がったのだから、財政需要が一定なのであれば、ギャップができるはずなのでそこは課税自主権で埋めて良いですよという話に組立てられるのではないかと思います。

特別措置は別として、法定税たとえば標準税率でやっているとして、その標準税率の水準が下がるという話なら、現実の施策の必要財源という意味での財政需要がそれに伴って下がらない以上そのギャップを埋めなくてはいけないわけで、ギャップを埋めるためには何でやるのか、法定税でやってくれないのであれば、自分たちで埋めるしかないですよ、という言い方の方がよいのではないかと思います。

標準メニューで最低限のところを面倒見てくださと言われていただけで、それよりも財政需要が上回っているのであれば、プラスαの行政サービスを提供しているわけですから、そこは切るか、切らないのであればギャップ部分は自前でやればよいという話になる。それが課税自主権という話でしょう。むしろ法定外税を作れる余地が広がったと言う方がフリーハンドは大きいはずですよ。

座長　よく使われる、ここで私も使っている課税自主権というのが広い意味なので。〇〇委員のおっしゃっているように税法的にはそちらだと思います。

〇〇委員　あるいは法定外税の許容範囲が広がったとも言えるのではないか。

座長　ただ、ここで難しいのは財政需要というのが、現実の財政需要と交付税の財政需要があるわけで、交付税の方でよく捉える人がいるとすると、法定税を圧縮すると財政需要も圧縮してしまうんですよ。

〇〇委員　もちろん。それは計算の仕組みがそうになっていますからね。

座長　隙間がなくなってしまうですよ。

〇〇委員　だから、現実問題として横浜市域が社会の運営に必要としている公的資金というのはそれとは別の話ということですね。わかりやすく例えると、法人住民税が下がったので市道は廃止するかそれとも維持するのであれば通行は有料になりますよ、といえるかどうか。どちらもいえないですよ。

座長　〇〇委員の意味での用語を使うと、課税自主権という表現よりはむしろ課税権といった方が近いでしょうか。

- ○ 委員 抽象的にはそれでもよいと思います。法定外税の潜在的許容範囲が広がったでも良いと思う。現実の財政需要の話ですよ。それがベンチマークになっていると思います。もちろんそれも安定しているわけではないので。
- 座 長 かりにどこかの線で財政需要が引けるとすれば、差が出た部分をどのように埋めるのかという話です。
- 座 長 自主権の話になるとそういう話になってしまう。ここで意図しているのはあくまでも課税のボリュームの話だと思う。要するに地方税として課税できるものが少なくなってしまうという場合にはどういう用語を使えばよいでしょうか。「課税権」とも言いますか。
- ○ 委員 地方公共団体、自治体の固有の課税権の範囲が広がっているとでも言えばよいのではないのでしょうか。
- 座 長 逆に減らされた場合は。
- ○ 委員 法定税の方で減っているのだから、法定外税で維持せざるを得ないでしょうという話です。例えば法定税と法定外税を7：3でやっていたものが逆に3：7なのかあるいは5：5なのか。今まで7割法定税で面倒を見ていて残り3割を法定外税で見ていたのが、法定税の方が6割、5割と下がっていくのだから全体で10なのだから残りのショートしている部分は法定外税でやっていいですよという話です。
- 座 長 やれるかどうかはわからないですけど。その場合に少しお聞きしたいのは圧縮されたところをどのように表現すればいいでしょうか。
- ○ 委員 それはもう地方税に乗っている限り国の好き好きとしか言えないですよ。ここが問題なんです。
- 座 長 圧縮と言って、あるいはむしろ逆移譲だといっているのはむしろ圧縮部分なので、この場合ここをどう表現したらよいか。
- ○ 委員 法律論では、地方税は地方公共団体固有の権能ではないという立場（最高裁判所の判例）なので、そこのところは国の政策で動かざるを得ないということですね。けれどその残りの部分は、全体が同じ牌であれば広がっているのではないですかという言い方はできるのではないかと。それは入口の話であって、法定税の部分で数字を下げられたのでは困りますという理屈をどうたてるのかです。
- 座 長 財源論からするとそういう話になると思う。となると、財政調整の話がやはり絡んでくることになる。
- ○ 委員 もちろんそうですね。財政調整でとってきて法定税を元に戻せという話になって課税自主権があるから法定外税をやりますと。財政需要を賄うためにはそれくらいやらないとダメなのではないですかと。あとは現実の財政需要を今の水準で維持するのか、下げて良いのかというのは政治的な話ですから。
- 座 長 税法の観点からすると、削減されたからと言って文句を言いにくい。
- ○ 委員 もちろん「辛い」とは言えるけれども、根本的に間違っているとは言いにくい。
- 座 長 法律的には理解はします。自治体の首長さんが文句を言うときにはこの部分をいうのですが、ここをどう表現するのか。できるのかできないのか。横浜市税制調査会としてどうするか。
- ○ 委員 下げた部分、超過課税を戻してよいかという話ですよ。
- 座 長 ○○委員のおっしゃったように、削られたことに文句がいえないのであれば削られたこと自体ではなく、財源が不足するようになったので、ここは何かの方策で庇わなくては仕方がないので。ここで苦勞をするから困ってしまう。ここで交付税が絡んでくるかもしれない。
- ○ 委員 課税自主権というか、法定外税で行くか、交付税で行くかということですよ。平たく

言えば。

座長 まあそうですね。

〇〇委員 国の財政調整で面倒を見てくださいますか、自前でやるかという話。超過課税で言えば、第一に、法人住民税で現行9.7%に落としている部分を12.3%に超過課税で戻せますかという話ですよね。その部分は、国に渡した部分と渡してなくなった部分を戻して課税するということになるから、二重課税にはなりませんね。

座長 極端に言うと、法人税は削られ、交付税の財源になりました。横浜市は削られたことには文句を言えないけれども、財源不足になりました。ただ財源不足は共同税化したような形になった交付税からちゃんと埋められましたという話になれば、これは問題ないということでしょうか。

〇〇委員 地方税法の水準に絶対的な基準はないので。たまたま制度的に今まで決まっていたに過ぎない訳ですから。だからこの改正の直前の税率水準が金科玉条で、それをいきなり切りこんだのはだめだというのはなかなか法律論として難しい。

座長 もう一つの考え方からすると、同じものを見たとき、財政学的にいうと財源の中身の自主性の高さで判断して、地方税というのはプロパーのものなので自主財源、交付税というのは依存財源なので質としては悪くなる。したがって自己財源を減らされて仮に交付税が増えて財源は足りたとしても、これは財源論からすると問題。

〇〇委員 地方税だって依存財源だと思っていますよ。自分で管理できないので。

座長 そこは定義の問題になりますよね。

〇〇委員 もちろん。でも独自で取っているなんて大きな勘違いですよ。

座長 そこまで言うと何も言えなくなってしまう。

〇〇委員 一部の国税ってどれくらいなんですか。

〇〇委員 資料別紙の2ページのところで、2.6%落ちるという予定ということでしょうか。ですからそのギャップが空くのでそれをどう埋めるのかということですよ。つまり現実の財政需要は一定だけれども、今まで賄い切れていたといっても地方債も発行しているし財政上すべて税率で賄っていないのは明らかだけれども、税率内で見ればそこで均衡していたものをギャップが開くまで2.6%下げました。だからそこは自分で埋めていいでしょうというだけの話です。それができることを前提にギャップをつくったのではないかと。むしろ逆手に取れるのではないかと私は思います。

座長 〇〇委員としては、文句を言うよりは何か独自課税で飛び出た方がいいと。

〇〇委員 飛び出るぞと言った方がいい。

座長 定義の仕方によってずいぶん印象が変わってしまうが、やはり自治体の税制調査会としてどこを最低限守らなくてはいけないかという、さすがに地方税も国の掌の上だという風に言ってしまうと何も始まらなくなってしまうので、地方税だけはあくまでも自主財源だという前提は外せない。自主財源を圧縮されてというところで残りをどう評価するかということになる。通常の言い方は自主財源をカットされたので即良くないというのが1点、それから自主財源がカットされたので財源として成り立たなくなるというのが1つ、もう1つは、自主財源をカットされて財源不足になったけれど交付税が充てられたとしても、交付税というのはあくまでも自主財源ではなく、専ら総務省の配分論に従っているので、財源として質的によくない。ここまでが普通のやり方。

ここに〇〇委員の斬新なご意見を反映させるとすると、特に横浜のような力のある自治体は、地方税法に書いていないところで自分たちで財源が足りなくなったら、飛び出て頑張っていくぞというような意見を新たに加えてみるというのでどうでしょうか。

〇〇委員 法定外税の窓は開いているわけですから、わざわざ閉める必要はない。

- 座 長 もう一つ言うと、法定外税と超過課税とあって超過課税は特に個人住民税の場合はいくらでもいけるわけですが、
- ○ 委員 けれど、それは所得弾性の問題があるので、あまり上げすぎると皆逃げ出していってしまうという問題もある。
- 座 長 そうすると自治体の税制調査会としては書きにくい。
- ○ 委員 考えなくてはいけないのは、土地ベースで考えると、横浜市の全体の面積でどれくらいの個人住民税があがっているのかという収益率を計算しなくてはならない。イメージとしては東京都よりは低いはずだが、名古屋や大阪よりは個人住民が多いから高いかもしれない。比べてみないとわからないが、横浜の住民税が収益率の高い住民税なのか低い住民税なのか、検証しなくてはならない。
- 収益率の低い住民税だった場合、それを追い出すようなことをやってしまうのは問題がある。収益率がほかに比べて高いということになればまだ余力はあるということなので、多少はできるかも知れないが。
- 座 長 それと、やはり財源不足になると法定税から法定外税にはみ出すぞというご意見に従うと、その先はあまり言わない方がいいですか。
- ○ 委員 法定外税の同意基準が動いていないので、おそらく。
- 座 長 もう一つ言うと、ご意見をいただきたいのは先生の新しいご意見を入れたいと思うのですが、そこで誰が一番喜ぶかという話になると間違いなく財務省が一番喜ぶと思うんです。
- ○ 委員 そうでしょうね。
- 座 長 やはり 2000 年からの 15 年間を考えると、ずっと政府税調レベルかさらに水面下の内閣府の議論で私が悔しいなと思っているのは、法定外税を作る過程で独自課税の話はずっとやってきているが、むしろ財務省が喜んでしまって税率を上げてもらうなら上げてもらうだけいいですよというような話になってしまっている。
- ○ 委員 だけどそれは分権一括の時から「国ではできないので地方でやって」という話ですから。国が今までの紐をだんだんと緩めていると言えるけれども、彼らは引っ張る余力がないので。自分たちがやらなければいけないところに力を割けるのでうれしいなと思っているということです。
- 座 長 ですから、今回の話ともまた被ってしまいましたが、彼らとしては交付税を使いたくないので、交付税を増やさない代わりに、自分たちで独自にやってくれという理論なので、そこに乗っかってしまうと、財政調整という国の責任はどこにいつてしまうのだという話になる。ここは横浜なのでそういわれてもできてしまうから良いが、できないところも含めて考える必要がある。今回は税の理論だけで言うと、○○委員のご意見もよくわかる。
- ○ 委員 入口の議論でもあり、ある意味では出口の議論でもある。とどのつまり「そんなことを言っていると、こうなりますよ」という話で、「それでもやりますよ」と横浜は言えてしまします。「そこまで言ってよいのね」というポーズもできるわけです。
- 座 長 そこはありだと思います。
- 主 税 部 長 今の先生のお話ですが、私どもの今までの理屈ですと、法定外税というのは通常、既存の税制、課税標準も同じくしてですが、一定の制限がかかっているというのが今の考えだと思いますが、むしろそういったものをはずしてくれるのであれば、所得税賦課税的なものを横浜市が課税するために、法定外税の枠を広げてくれという話であればイメージができるのですが。
- ○ 委員 ですから、そういえばいいと思うんです。
- 主 税 部 長 横浜の場合は「第二所得税をかけるぞ」と。というのも、どうしても必要な財政需要というのが横浜としてはあるので、勝手に基準財政需要額を下げるなら下げればいい、ただ

しどうしても必要なのだから第二所得税や第二法人税をかけるぞということですよ。

○ ○ 委 員

ええ。ですから、総務大臣の同意基準を緩和すべきですよ。

主 税 部 長

私は一つの考え方だと思います。国は許さないと思いますけれど。

○ ○ 委 員

ですから、許さないというのであれば、面倒を見なさいという話ですよ。

主 税 部 長

たぶん許さないとは思いますが、理屈は理屈ですよ。どうしても必要な財政需要があるという厳然たる理由がある。税源、課税自主権をしっかりとよこささいと言うそれは一つの考え方ということですね。

○ ○ 委 員

メインストリームの横に裏道があって、裏道は細いから誰も通らないけれども通ってみると実は通れそうなわけです。メインストリームを出たら裏道に行きますよと言っておけば、どっちを選ぶの？と見せられるではないですか。

税 制 課 長

神奈川県は臨時企業特例税は、総務省の同意は別として、最高裁ではあのような判決になっていますが。

○ ○ 委 員

あれは、特例税の課税ベースが乗っかっている国の法人税法で繰越欠損は控除するとなっていることに地方税のルールがそのまま乗っかっているだけなので、そこの梯子をはずすことはできませんという話であって、強行法に違反することはできないと最高裁は言っているんです。ですから、課税ベースの設計の仕方が悪かったということです。強行法ではない部分で地方税法と抵触してもそれは地方税条例の勝ちですが、強行法に抵触してしまったので、法律と条例では法律が勝つに決まっているので、法律の勝ちというロジックです。あれは形式論的な話です。そこに論点を持ち込んだのが悪かった。

主 税 部 長

一番簡単なのは、先ほども申し上げましたとおり、法人税の付加税をつくることを許してくださいという事だと思います。

○ ○ 委 員

いま一つの道方でそれをやればいいのです。

主 税 部 長

第二所得税を、付加税を許してくださいということです。横浜市付加税ということでやるのが一番簡単だと思います。

○ ○ 委 員

それは、正面切って付加税と言わなくても、市町村民税の 9.7%に落ちたものを超過課税で 12.3%まで 2.6%超過課税やりますが、それはOKですね、と言えばいいと思います。

主 税 部 長

それを後半部分に入れてくれればいいと思います。第二所得税で、しかもそれは国税が請け負うんですということまでやってくれと。

○ ○ 委 員

国税が取って、市町村に渡してくれる。

主 税 部 長

逆交付金です。下請けをしてくれということです。

○ ○ 委 員

表の話と裏の話の両方を組み立てる必要があると私は思います。別に私が言っているのが表で、資料に記載されているのが裏だと言っているわけではありません。資料に記載されているのが表で、私の方が裏だと思っています。

座 長

色々なやり方があると思います。先生の言い方で新しい部分は入れたいと思います。次回の財源調整の部分に少し絡むので、間ぐらいの位置づけになると思います。次回やらないと交付税をマイナスに評価するという部分まで今日はできませんので、税が自主財源と依存財源の差というところの間にいれます。我々は依存財源がほしいと言っているわけではなくて、あくまで自主財源の中で対応するとどうしても国税を食う事になる。

○ ○ 委 員

それが入り口で、表と裏に分かれるのでしょうか。政治的には。

座 長

そこはもう少し派手に考えて案を出しましょう。

○ ○ 委 員

今日は、(1)の法人住民税の一部の国税化と、地方交付税の財源化をどのように評価するかということは、(2)と密接に関係していると思います。私は、問題になるのは、(2)の方が問題になるのではないかと考えていますので、それに行く前に、アスタリスクの法

人実効税率の引き下げをどう評価するかというのを地方法人課税の論点としてどういう立場でいくのか整理したいと思います。税理論として、分かりません。〇〇先生が先ほど言っているとおりで、課税される法人にとってみたら、国税と地方税合わせて法人税なので、その割合がどうなろうと知ったことではないと思います。

〇〇委員　あなたたちでやりなさいと言われて、助けてくれないと思います。
主税部長　法人住民税の一部国税化は、お役所間の喧嘩みたいなものであって、納税者には関係ないという事ですか。

〇〇委員　そうです。
主税部長　実効税率というのは、まさに納税者に影響してくる部分で、論点が違うでしょということでしょうか。

〇〇委員　そうです。

〇〇委員　そのような気がします。

〇〇委員　法人実効税率の引き下げをどう評価するかということは、政党的に言うと、ヨーロッパでもそうだし、グローバル化する企業の下では、実効税率の下方競争というのは、大きな問題になっている所で、各国とも一所懸命雇用を確保してくれる企業をそれぞれの国としては、自分の所に引っ張ってきたいです。そういう意味でいうと、法人実効税率を引き下げていくということは、そういう議論に対して、地方法人課税のほうで引き下げはけしからんとは、言い難いと思います。

主税部長　先生がおっしゃっているのは、実効税率の引き下げというのは、国際競争力の関係であって、地方がそれに伴って引き下がるというのは、法人全体の税率を引き下げるという意味では、ありうるという事でしょうか。財源論として、下がった分の財政需要はあるわけで、その補填はしなさいよ、という議論はあるだろうということでしょうか。

〇〇委員　そういうことです。

主税部長　実効税率引き下げの中で、法人住民税の税率を下げないとか下げるとかいう議論は、違うという事でしょうか。

〇〇委員　違う論点ではないかと思っています。

主税部長　単に財源保障をしてくださいという方が、財政需要というのはもともとあって、それは、ちゃんと保障してくださいねというのが普通だろうということですね。

〇〇委員　ただ、引き下げたといっても、実質の引下げ額が違うはずで、横浜は税込全体の中で引き下げ額が占める割合が大きい可能性があるはずで、企業が集約しているのです。

主税部長　結果として、ですね。

〇〇委員　そうです。そうすると、全体として、同じ比率同じ割合で切っているつもりなのに、絶対額は、横浜や東京都が割を食っているということもいえるのではないかと。

主税部長　普通の財源保障、交付税でやりますというのが建前論だと思います。もちろん基準財政需要額との関係がありますけれども、大きく影響を受けたところは、大きく交付税を打ちますという考え方になっています、と国が言っています。

〇〇委員　本来的に法人実効税率を引き下げるとかというのは、対政府の政策の問題で、税政策の問題で、租税政策の問題だと思います。そうするとさっき〇〇委員がおっしゃったように、政府間をどうするかというと、実は大きな問題で、「・」の二番目と三番目と四番目というのは、地方公共団体にとっては大きな問題ではあります。つまり、政府がやった政策で、ヨーロッパでもそうですけれども、政府が政策的に全体の政府がやっている法人税を下げるという話になると、その時に国の税制と地方の税制、国の法人税と地方の法人税があるわけで、一律に下げますので、地方の税収が減ります。その時にヨーロッパでは、国が補てんするシステムになっているはずで、そういうシステムを用意しろというのであれば、

正しいと思います。ただし、それを言うためには、その地域独自で外の地域とは違う、特別に企業を呼び込むように税金をまけるような法人税のシステムを持っていると、論理的におかしくなってしまいます。そこが一番の問題だと思います。やってない所で、影響を受けるという話であれば、その分欲しいという理論が正しいと思います。横浜市の場合はやっているの、難しいと思います。

主税部長 企業立地促進条例の建前としましては、法人住民税は下げずに、補助金で対応しています。法人市民税相当分の補助金を出すという事をしてしています。固定資産税など投資的な経費、初期投資分を軽減しようという趣旨です。あくまでも法人所得課税ではないと思っております。

〇〇委員 もう一つ問題になるのは、ある特定の、例えば横浜市が企業に誘導策として、政策を打っている場合、一般的に租税支出と言われます。税金をまけずに補助金を打っているということになりますので、その部分を補填しろというのは、やっぱりおかしいと思います。

〇〇委員 それはそうですね。国の立場になったら、勝手に税金まけておいて、なんでこっちに火の粉が飛んでくるのかということですよ。

〇〇委員 そういう話になると思います。その見合いをきちんとやらないといけないと思います。

主税部長 お互いに言い合いで終わるということですよ。「国の勝手に安くなったんだから補填しろ」という市町村と「市町村自身で税金を安くしているでしょ」という国の言い合いということですね。

〇〇委員 そのところきちんと杭を打っておいて、主張しないとまずいと思います。

〇〇委員 税目が違うというのは、形式的なものであり、入り口で手を打つということもあります。反対を認めるのは、実際、横浜で経済活動を行っていて、どれくらいの税負担になっているのかというのが問題なんですよ。そこで割っている部分があるではないですかと批判されているのであって、その税目の中でやってもそれは課税自主権の一部分であるといわない。そこに課税自主権を持ってこないとだめだと思います。既存の法定税を減免する部分は課税自主権で減免します。

〇〇委員 論点の一番最後、「国際競争力のために法人実効税率の引き下げが必要なのであれば、国税で行うべきではないか？」というのは、理屈が立たないと思います。これは、国であろうと地方であろうと公共団体が租税政策を行うのであるから、それは地域の競争力にもなるし、国の競争力にもなるのであるから、これは理屈としては難しいと思います。そうしたら、政策税制なんてやったらいけないと思います。

主税部長 国の政策として、国税や地方税で仕組まれているので、下げる事が大事であるという経済政策があります。国税でやろうが地方税でやろうが同じである。むしろ、しっかり補填をしてほしい。必要な財源があるから、しっかり保障をしてほしい。ただ、その時国から言われるのは、君たち税金まけているよね。と言われますよね、ということですよ。

〇〇委員 そこに一步踏み込んで、横浜は割を食っている部分が多い。全国で比べると。同じ割合で切っているのかもしれませんが、横浜の財政収入でいうと法人課税のウェイトが大きいので、1法人当たりの割合は同じかもしれませんが、税収ベースで考えると大きい割合ですよ。だから、施策に対する或いは歳出に対する影響が大きいです。

〇〇委員 減収をある特定の地域に負わせるのは、おかしいと思います。その分を財政調整で見合う分をもっと乗せてほしいというべきだと思います。

〇〇委員 色の濃い分だけ薄める必要がたくさんある。同じ薄さで水がよどんでいるのであれば、それは分かります。横浜は、色が濃いよどみ方をしているので、同じ薄め方をするのであれば、たくさん水をいれないと薄まらないのではないのでしょうか。

〇〇委員 資料1別紙の1ページ目に書いてありますが、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制

の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」で、財務省の考え方としては、特別な税制を考えてはいませんでしたけれども、総務省は、この場合の「地方法人課税の在り方を見直す」ということの第1番目を事業税で考えていました。税源交換を頭において総務省は考えていました。逆に財務省は、法人住民税に突っ込んできた。やり返された形です。作戦がやり返されました。市町村民税の方がウェイト的に大きいので、減る方が大きくなってしまったということです。法人事業税で、税源交換を考えていて、その事務を考えていたのですが、実際には住民税に手を突っ込まれてしまったということです。

○ ○ 委 員 事業税に戻せばいいんですね。

○ ○ 委 員 事業税で税源交換する方に戻せということは、横浜市の市町村にとって重要な主張になると思います。

座 長 その部分は、口頭では言いましたが、資料には記載されていません。

道府県に戻してその分市町村に負わせてしまったので、これはなぜかという説明もないし、ケンカを売るという事はやらないといけないと思います。

○ ○ 委 員 原則的に地方消費税は、国と都道府県の税源配分の議論であると思います。さらにそれを調整する形で市町村に半分を人口に応じて配分するというシステムになっています。基本的に国と都道府県の配分になっています。市町村に多大な影響を及ぼす法人住民税にこのような割り振りをするのではない。

座 長 (1)の最初のアスタリスクの方に近くなりますね。

○ ○ 委 員 県が主たる税源となっている法人事業税で本来はやるべきであると思います。

○ ○ 委 員 それは、市町村民税で調整しますとなっていて、市町村民税の方がベースが大きくなっていて、吸収能力が高いからということですよ。逆に言うとこれからまだ切り込んでいくぞと言っているわけですよ。それよりもマスの小さい事業税でやったほうが切り込みの仕方が難しくなる。

座 長 ここは書いていないので、追加で入れていきたいと思います。

(1)の所で、二つ目のアスタリスクは、議論が成り立たないということがわかりましたので、特に一番最後の部分です。ケンカの売り方が良くなかったので、考えたいと思います。○○先生の新たな主張の仕方、これも取り入れていきたいと思います。あまり細かく書き込むと今度は次回との兼ね合いもありますので、そこについては、次回に流して、もう一度議論していきたいと思います。

ここで伺いをしておきたいのですが、法人実効税率についてなにか言わなくてもよろしいでしょうか。このまま既定事実として流してしまいませんか。国際競争力上、一言か二言ぐらい、国際競争力と法人実効税率なんて関係ないと言っておくか言っておかないかです。

○ ○ 委 員 ここ20年くらいの流れをみるとなかなか難しいと思います。

元々、財務省は、米国がちゃんと楯になって、有害な税の競争プロジェクト、OECDで噛みついていて思っていた。それが、大統領が交代すると米国は有害な税の競争から手を引いてしまった。後ろ盾がいなくなったので、有害な税のプロジェクト自体、OECDで実質的に空中分解してしまった。どこの国だって税収がほしい、そのために外国からの投資を誘導したい、着物の下から鎧が見えているのがお互いに分かっている状態でした。談合のように税率を維持するのではなくて、それぞれ自由に競争して、極めて米国的な社会になってしまいました。共和党的と言いますか。

座 長 このところ政権のためのお世辞的な意向がここ数年強くなったということもあると思います。この所で言うておくのか言っておかないのか、悩んでいます。

○ ○ 委 員 国から見ると歓迎ではないでしょうか。

○ ○ 委 員 それは言っておいた方がいいのではないのでしょうか。国の財源が厳しいときにあえてこういう政策をやるということの政策としての整合性。

○ ○ 委 員 国レベルの立地条件って、税率だけですか。労働者の教育水準とか、政情の安定だとか、資金調達だとか、法制度だとか、事業展開がしやすい社会環境にするじゃないですか。わざわざ、教育水準が高くて、そこに財源を山ほど積んでいる日本が、それに加えて税率を引き下げないと企業が寄ってこないことないのではないのでしょうか。昔財務省が言っていたことです。

座 長 改めて言っておきましょうか。法人実効税率を下げる事について、税の専門機関である以上は、一言この部分は物を申しておくけれども、今の政権が抱いているような国際競争力若しくは経済扶養と法人実効税率の関係は先見的に明確なものではないので、注意をしなければならぬ。なぜならば、として、ずっと我々が言ってきたことをメモしておきたいと思います。

続きまして、(2)に移りたいと思います。格差の問題、あるいは、偏在問題ですけれども、この偏在問題について、「・」の二つ目と三つ目、被るところがありますが、税源の偏在があるから、地方税というのは、限界がある、という事を二つ目で、尋ねてはいますけれども、先生方には釈迦に説法で申し訳ありませんが、その中心的なものが法人課税である。つまり、偏在があるから法人課税はダメだという三つ目の主要な論点となるわけです。その入り口のところで、税源偏在・自治体の格差の問題をどのように言うかということです。偏在とか格差問題とか変な意味で騒がれ始めているという文句のつけ方で、組み立てていました。あまり説得力のある論点の立て方ではありません。見ていただいてお感じになるとおりです。わざと全部疑問形にしているのは、決めつけないでという事なので、今の偏在ってそんなのかと、騒ぎすぎると大都市だって課税自主権が発揮できないではないかというのが(3)になります。いかがでしょうか。

○ ○ 委 員 この部分実をいうと、国税の所得税と地方税の法人住民税は基本的に考え方が違っていたはずだったんです。どういう事を言っているかという、○○先生がどのように言うか分かりませんが、我々のように財政をやっている人間から言うと、国税の所得税というのは、シャープ勧告もそうですけれども、所得税の前取りで、最終的には個人のレベルで調整すればいいと考えていて、そういう考えで法人税は考えられていました。最終的にはそれを法人活動から何らかの形で最終的に所得を派生して取得する人が負担するという考え方です。その上で行くと、課税ベースというのは、能力つまり担税力に応じて負担していくという考え方です。そう整理をしています。それに対して地方の住民税に対する考え方は、そうではなくて、地方公共団体がそれぞれの地域で独自に様々なサービスを企業に対して提供しているでしょうから、それに見合う分の受益を実際に享受する法人がそれに見合う費用負担をするということで法人住民税の課税根拠を理屈付けてきたんです。なので、違う理屈付けで考えてきたんです。そういう風に考えると、サービスを提供した公共団体に対してサービスを受けた法人がその分を負担した税金を財源調整に使うというのは、税理論的にはおかしいと思います。従来の地方の法人住民税の理論的には立て方から言うと。ところが、実際にはこういう交付税とかという形になってしまっただけで、偏在になるのは当たり前なんです。元々。

○ ○ 委 員 みんな同じメニューですからね。

○ ○ 委 員 その偏在の差を問題にされるのはどうなのでしょう。

座 長 応益的なのか、自治体の企業向けサービスと企業の立地との相関関係を考えると、偏在をしてもおかしくはない。

○ ○ 委員 当然の話だと思います。より良いサービスを提供した公共団体に企業が進出してきて、サービスを受け取るわけだから、それで得た法人所得だから、それに見合うサービスをするというのは、むしろ偏在がある方が本来的には望ましいと思います。サービスの提供が出来なかったところは、法人が進出してこないという理論になっています。偏在すること自体をそれほど大きな問題にしなかったんです。

座 長 是正する必要性はないですか。

○ ○ 委員 そうです。

○ ○ 委員 個人と比べてです。

○ ○ 委員 それを徴収して地方法人税という形で国がとってしまって、つまり、地方の法人税の利益性に基づいて負担した税金分を交付税の代運でサービス提供と関係ない地方公共団体に配分するということになる、税法のシステムから言うと、矛盾しているというのが、普通に考えられる根拠ではないかと思います。

座 長 今、〇〇先生がおっしゃっていただいたところがわかるとモノが言いやすくなりますが、法人税でご説明いただいたのですが、もう少し幅広に考えて、住民税全般で考えると、応益的に住んでいる人、もしくは企業と、自治体との歳出と相関関係のあるものが地方税なので、これで格差（偏在）があって当たり前。ところが、偏在があまりにも別な意味で騒がれすぎて、政治的（財務省的）に使われすぎた。格差があることが問題なので、調整しないといけないという理屈に急になってしまった。となると、税法で我々が考えている住民と自治体の相関関係の図式が急に崩れてしまって、格差があるから財政はならさなければいけないというものに、くっつかないはずのものがくっついてしまって、その途端に、地方税の中でも悪者は法人税だと、格差があるのは法人税なのだからということになり、法人税が国税化されてしまうというプロセスになったので、そもそもいうと、この偏在問題は、別に是正されるべきではない。

○ ○ 委員 本来、財政需要、つまり、地方の特定の交付税がなすシステムの税制対象になるべきではないものをするようになってしまっている、本当は国税で財源調整をやるべきところを、課税の根拠の違う地方の住民税でやるということに矛盾があるというのが私がずっと考えていることです。

座 長 もう一つこの点は事務局とも話をしていたのですが、次回の話にだいぶ食い込むのですが、今おっしゃっていただいたように、財政調整をなぜそもそも、住民と自治体の相関関係の受益関係で地方税は説明すればよかった、格差がある程度あっても財政調整する必然性はでてこない。ところが、急にここ十数年間財政調整の話になっているのは、格差が広がりすぎて自治体もたないからだというものになってしまっていて、そもそもこれは地方税のあり方とは無関係な話であって、なぜ財政調整をしなければいけない論がつよまったのは、あくまで地方税が問題なのではなく、交付税が縮小されたので、格差が広まってしまったせいだ。この交付税の問題から発生した、自治体間の格差の問題を地方税の問題にあたかもすり替えてしまったので、われわれの理屈が通らなくなって、法人税課税が悪者にされて、そもそも極端なのは別にしても、それほど財政調整でならすべき理屈のないものが、ならすための財源として財政調整の方に話が引っ張られてきてしまった。

○ ○ 委員 その整理はいいですが、消費税が8%なったことで、地方で現実問題、大都市圏に税収が集中してしまっている。その現実があって、更に10%にあがることになった時に、東京、神奈川などに地方消費税の税収が多くなってしまっている。それがあって、その分の調整を地方消費税の税収があまりあがっていない都道府県からの要望が強くある。娼婦日かなければおちないから

座 長 という風に言われるので、(3)がでてくるのですが、大都市には大都市の財政需要があ

るので、余っていない。これは横浜の数字を出してくればいいですが、よく言われるのは東京都なので、都税調が反論するとは思いますが、横浜市でも神奈川でもいいのですが、現実に消費税が上がってきたとしても、神奈川とか横浜とか財源超過があるのかどうか、という問題です。これは、そういわれているから大都市に税源が集中して、お金が余るといっていて誰も証明していないので、みんな信用してしまいますけど、しかも貧しい方が多いので、みんな向こうにつくわけです。この問題をどう反論していくか資料があれば、財政局から何か出してもらえれば。

主 税 部 長 例えば、〇〇先生が前段で言われた法人住民税の受益負担の関係がそもそもあったのだという。よく、総務省の方が出している、参考資料をお付けしてありますが、偏在是正の一番最初の話。地方税各税目の人口一人当たりにおけると、必ず一人当たりで割っている資料です。総務省は常に税目ごとに出してきて、地方法人二税も人で割っているのです。人口で割っているのです。本来受益と負担が、法人の場合は、事業所の数などで割るということであれば、偏在性なのかと思うのですが、どうなのでしょう。人で割るということは個人の話ですよね、それを税収で割って何が偏在だ、と、これは理屈があってないのではないかと。これをずっと押し通してやっているからには一時係数を使ったりしていますが、われわれが思っているのは、法人は人口と関係しているわけではなくて、むしろ実は法人の数が少ないにも関わらず、法人住民税が多いのは偏在しているというのはわかるのですが、この辺がどうなのか先生方に聞きたいです。

もう一つは、住民税で、消費税が入ってきた実際の偏在度が高まっていくのは事実だろうと

〇 〇 委 員 現実には高まってはいないのだけれども、地方の経済が疲弊しているところは、消費に基づいて税収が、額として入らない。自分たちの経済が疲弊している結果として税収が上がらないのです。

主 税 部 長 それで相対的に法人住民税もあって、より差が開いてしまうという法則なんだろうということだと思います。

仮に税源の調整しようといった時になぜ市町村なんだと、その辺の理屈はつかないかなと思っております。都道府県の単位で税源調整をやるんだったらやった方が影響が少ないんだと

もう一つ、今回消費税が10%になるのをきっかけとして、そういう理屈を立てているわけです。ただ、私たちとしては、消費税では公金をもらおうとして、消費税のあて先は社会保障とか保育であり、個人にお金をかけるよ、とその代わりにかけないといけない法人のところから持っていくのは違うのではないかと気がしています。

一般財源なので色はついていないけど、消費税をもらうのは、法人があるない関わらずそこに高齢者の人や子育てをする人がいるから、そのために使っているのであって、それをもらったからといって法人をピンハネするよというのはどうも腑に落ちないというのがあります。

座 長 部長のおっしゃっていた疑問、各論点を少し掘り下げてみたいと思いますが、まず人口一人当たりの格差ですが、これを出されたときに、何か違和感を感じるのか、これはしょうがないと論点に戻りつつみていただきたいのですが、偏在の程度を図るものとして一人当たりがでてくるのですが、住民一人当たりで計算することに意味があるのか、もちろん住民で割らないと当然極端な差になりますので、税収そのものの自治体比較をしてもあまり意味がないので、一人当たりになおしていくというのは、アカデミックぽくてよくやってしまうのですが、果たして意味があるのか。

主 税 部 長 特に個人住民税については、それなりに理屈があるとは思いますが、なぜ法人二税を

住民で割るのか？

座 長 財源論なんです。

主 税 部 長 そもそも違うんじゃないですか？

〇 〇 委 員 法人住民税は神奈川県は東京に次いでいるので、簡単にいうと、県内法人事業所の所得水準が高いということ。

主 税 部 長 例えば法人数でやると稼ぎの多い法人が集まっているところがあがっていくはずですよ。東京がダントツになる。横浜はどっちかというところだと大阪、名古屋のほうが高いという傾向がでてくると思います。横浜の場合はむしろ中小企業が比較的多い傾向がありますので、北海道の方が良かったりするのではないかと、少し違った図になると思います。法人数と都道府県税収を単純に割り返して、うちで作れないか？

企 画 係 長 横浜は中位くらいになると思います。大阪名古屋がそこそこ上において、どこか村が人口で割ると非常に高く、最後から4ページ目の法人住民税人口一人当たりの税収の図11ですが、市町村になると山中湖村が異様に高く、村、村、村、町、町という形になっています。こういう偏在があり、大都市は逆にでてこないです。

座 長 〇〇先生のご意見をいただきたいのですが、地方税原則と言ったりするのですが、重要な要件が普遍性だということで、普遍性とか、逆の偏在性の議論をしていくと必ず一人当たり比較。果たしてこの普遍性というものを一人当たりで割ってまでいう意味が地方税としてあるのか

〇 〇 委 員 一見なさそうですね。

座 長 ただ、誰に聞いても地方税は普遍性がなければだめだから法人税はだめだという話。

〇 〇 委 員 常に普遍性を担保にすると、ベストな税は、固定

座 長 全世界的に固定、あとは国税ですが消費税、この2つでいくしかない

〇 〇 委 員 財務省と散々議論しました。普遍性の問題で、消費税をやると2つ、偏在の問題とボーダーの調整

〇 〇 委 員 人間の数で割っているというのは、地方公共団体の構成員は普通、法人は構成員と見ないわけだから、財政支出をして受益をしている人たちは生身の人間ということ。その人たちに貢献しているのに法人二税でばらつきがありますよということ。

座 長 このところで、言っておきたいのが、地方税であんまり普遍性について強くいってしまうと、地方みんな横並びの存在になってしまう。そうなってきたときに、大都市ってなんなんだろう、横浜の立場がなくなるのが論点の一つ。もう一つが、あくまで横並びにするのは財源論の問題であって、税収自体がばらけていても、あとで交付税なりの財政調整でならされるのであれば、別に税収自体は、ある程度ばらついていてもいいし、その方が課税自主権ではないかという論理が成り立つかどうか、強くいえるかどうかです。

〇 〇 委 員 ばらつきはあるでしょう。問題は何かをベンチマークにした時のベンチマーク当たりの単価がどれくらい違うか、それが違っていいかどうか。

座 長 もう一つややこしいのが、日本のように標準税率とか制限税率があるとやりにくくなるのですが、何をもって普遍的、これは税源なのか税収なのか

〇 〇 委 員 財政需要の比率というか相関関係かもしれないし、同じような相関関係で分散していれば、構わないのではないかと。

座 長 真面目に議論すれば、疑問はいっぱい残っていて、世間的に全部流したうえで普遍性が必要だといって全部横並びにしようとするからこういう議論になります。

〇 〇 委 員 地方税法の枠を守りたいとっているということですよ。

〇 〇 委 員 本当に偏在というからには、本当は税収ではないのです。ベースがどういう風に偏在しているかというのが重要な論点なのです。なぜかというところ、地方公共団体は税率は、操作

できるということを認めているわけだから、タックススペースが、同じでも税率が違っていると、税収が当然偏在するのは当たり前なので、偏在が起きてるのは何ですかという話をしてナンセンスなので、タックススペースがきちんと、同じようにあるということが、重要ということ。

○ ○ 委 員 座 長 それをさらに進めると、地方間の経済競争をもっとやりましようと言っているだけですよ。

逆を言うと、財政調整できません、とれるところはとればいい、つぶれるところはつぶれればいい、最低限のところは守ってやらなきゃいけないかもしれないけど。

○ ○ 委 員 座 長 ある意味われわれが意を決してそこまでいうのがあるかどうかです。我々は勝てるわけですから、

○ ○ 委 員 座 長 いうところがないとダメなんです。東京都のようにいつも強気でいうのは大事なこと。

何を言っても大丈夫な政治力があるからでしょうけど、地方税ではあくまで大都市の主張を強くいった方が、次回の交付税とか財政調整にある程度お任せしますと、地方税はこうあるべきというのをこれは自主的にやるべきであって、偏在があって当たり前なのだから、何でそこで判断しなければならないのか、あくまで格差の問題があるのは財政調整論なのでと流す手もある。横浜はどんどん経済競争に勝っていく

○ ○ 委 員 座 長 へこんでいるところは返してくれと、好きにやれというのと矛盾しているといわれる

○ ○ 委 員 座 長 そこは言いましょう。

○ ○ 委 員 座 長 横浜、東京、千葉、川崎とかこういうのは言わないと、一番下の財政需要が、並半端じゃないので、言っていけないといずれ都市も貧困になるのではないですか。

主 税 部 長 調査会で言っていた方がいいのではないかと思います、市長が同上するかどうかは別ですが。

座 長 (3) はバンバン言わないと、いつもはまあまあとおさめる立場でしたが。

主 税 部 長 結局住民税の一部国税化の最終的な私のイメージの議論は、かわいそうな地方を大都市が切り捨てるのか、それに対してなんていうの？という基本的にはそういう話で、自分の身を切っかわいそうな地方に疲弊している地方にお金を回さないのかというのに対し、なんというか、そこはもう政治の世界だと思います。理屈の世界では、どう考えておけばいいのか、それは追認する必要はないのではないですか。例えば、理屈としてはこうあるべきだけど、政治としては、こう判断しているんだとか最終的にはそういうことだと思います。

座 長 調整の部分については、次回もう少しうまい言い方に。そろそろお時間になってきて、積み残しの部分がありまして、もう一回繰り越していきましょうか。本日非常にいいお話が一点目二点目が出てきまして、特に二番目あまりやってないしわれわれの任務ではないのですが、(3) のところ〇〇さんも呼んで資料を出していただいて、バンバン報告書には書いて、偏在というのは、地方税自体が問題なわけではなくて、応益的な課税でもとになっている地方税が、即横並びにすること自体がおかしなことなので、という論理でここはおしていきたいと思います。今のところと絡むのが、5ページ目の、地方税における法人課税のあり方、ここですべて集約されますので、次回今の一言で言ってしまった部分をもう一回やってみたいと思っています。いずれにしても、こういう大都市で企業誘致しているところで、法人税をなくすとか減らすとか非常にセンシティブな問題ですから、次回ここを少し掘り下げてやらせていただければと思います。さらに最後のページのところですが、新たに論点を起こして次回やらせていただきたいと思います。そろそろ時間がきたのですが、次回以降の連絡が事務局からあれば

税 制 課 長 次回ご用意するものとしては、先ほどあった比較ができれば、あとは数字的に交付税と

座 長 か用意するものがあれば、所管のほうに声をかけたりしますが、大都市も含めて
大都市部分はお出してください。あと先ほどお名前だしましたが、大都市制度推進室から
資料をいただいたうえで、われわれ調査会として、ここは言えないだろうというところを
外したり、あるいはこういうところがほしいというところもあったりで、次回少し考えさ
せていただいてということで、材料をいただければ、その上で、もう一点お願いで、財政
調整入っていきますので、この点は、お詳しい〇〇先生に事前にコンタクトして、どうい
う資料を用意したらいいかアドバイスいただいてと思います。

税 制 課 長 次回、財源の担当の方も出席ということで。本日はありがとうございました。